



かわごえ

市議会だより

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811（内線3621・3622）

平成17年
9月
定例会から

住民基本台帳の一部の写しの

閲覧に関する条例などを可決

— アスベスト被害の対策を求める意見書を可決 —

平成十七年川越市議会第四回定例会は、九月一日開会され、会期は二十八日間、継続審査案件を含め四十三件の案件を審議したほか、川越地区消防組合議会議員及び、彩の国さいたまづくり広域連合議会議員の選挙を行い、九月二十八日閉会いたしました。

条例

今定例会では議員提案による条例一件と市長提案による条例二件をそれぞれ原案可決しました。

議員提案による

川越市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する条例を可決

▽ 川越市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する条例を定めることについて

— 原案可決 —

住民基本台帳の閲覧は、住民基本台帳法によりだれでも請求することが認められ、公開が原則とされているが、近年、個人

情報は保護されるべきであるとの認識が高まり、ダイレクトメール等各種経済活動を目的として行われる住民基本台帳の閲覧の制限や、犯罪に利用される危険性への対策の強化が求められている状況にあります。

一方、本年四月に、個人情報の保護に関する法律が施行され、プライバシー保護の観点から、個人情報事業活動に用いる事業者の守るべき事項の義務化等が図られるなど、個人情報の取り扱いに対する厳格性も求められており、国では、総務省内に住民基本台帳閲覧制度のあり方検討会を設置し、本年の十月をめどに最終報告を行うとしているが、法案審議のスケジュールから、住民基本台帳法の改正が行われるのは、早くても来年の通常国会以降であると予測される状況にあります。

このような状況を踏まえ、市としてでき得るべき対応を緊急的、暫定的措置として行う必要性があるため、議会として重要な政策判断を行うという意味も込め、本条例を定めたものです。主な内容は、プライバシーの侵害や差別的取扱いにつながるおそれがあると認められる閲覧等、不当な目的に使用されるおそれがある閲覧の請求、及び不特定又は多数の住民を閲覧の対象とする閲覧の請求で、ダイレクトメール等の送付を目的とするものや戸別訪問等を目的とするもの

